

令和6年(厚)第1191号

令和7年9月30日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、従前の障害等級3級の障害厚生年金の継続支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、両網膜色素変性(以下、「本件傷病」という。)による障害の状態が厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表1に定める3級の14号に該当するとして、障害厚生年金の支給を受けていた。

2 厚生労働大臣は、厚生年金保険法施行規則第51条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出された、a病院b科・A医師が令和○年○月○日付けで作成した同月○日現症の診断書(以下「現況診断書」という。)を診査した結果、現況診断書の現症日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)について、本件傷病は症状が固定していると判断し、厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)に該当しなくなったとして、同年○月○日付けで、請求人に対し、同年○月から障害厚生年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害厚生年金は、受給権者の障害の程度が厚年令別表第1に定める程度以上に該当しなくなったときは、その状態に該当しない間、その支給を停止されることになっている。
- 2 本件の場合、本件傷病による障害の状態が厚年令別表第1所掲の14号に該当するとして、請求人が障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていたことについては、当事者間に争いはないものと認められるところ、厚生労働大臣が、現況診断書の現症日において本件傷病は治った(症状が固定した)と認定した上で、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、現況診断書の現症日において本件傷病は治った(症状が固定した)と認められるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

1 (略)

2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 厚年令別表第1は、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の本件傷病に関わるもの(本件傷病による障害は、視野障害であると認められる。)としては、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が挙げられる。この3級14号に当たる障害は、厚年令別表第2(障害手当金相当)に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件に障害等級3級として取り扱うものであるところ、同別表第2には、「両眼による視野

が2分に1以上欠損したもの」(4号)、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(21号)が定められている。

そして、厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。))が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (2) 障害認定基準の「第1 一般的事項」の「5 傷病が治った場合」によれば、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされ、また、同基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によれば、「傷病が治らないもの」であって、3級の第14号と認定したものについては、経過観察を行い、症状が固定に達したものは、3級の第14号に該当しないものとするとしている。
- (3) 請求人の本件傷病による障害は、眼の障害と認められるから、障害認定基準の第3第1章「第1節 眼の障害」に定められているところによってその程度を認定するのが相当であり、現況診断書により本件障害の状態についてみると、矯正視力は、左右共に1. 2、視野については、ゴールドマン型視野計による周辺視野の評価(I/4)は、その角度の和が、右眼合計138度、左眼合計196度、「両眼による視野が

2分の1以上欠損」が「はい」、中心視野の評価(I/2)は、その角度の和が、右眼合計58度、左眼合計61度、両眼中心視野角度(I/2)が60度とされ、前眼部所見及び中間透光体所見は、左右眼ともに「異常なし」、眼底所見は、左右眼共に「網膜変性」とされており、その他の障害も「なし」とされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は「ともに制限され、困難を伴う。」、予後は「改善の見込み無く、緩徐に悪化すると考えられる。」とされており、このような障害の状態は、障害手当金に相当する障害の程度である「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」(厚年令別表第2の4号)に該当する。

- (4) また、本件傷病は、生来性の疾病であり、現段階においては根治的な治療法は確立されておらず、治癒することではなく、症状が改善することなく緩徐に進行する傷病であることから、その症状は、安定して長期にわたってその疾病の固定性が認められているとはいえず、症状が治っていない(症状が固定していない)状態であると認めるのが相当である。これによれば、本件障害の状態は、前記記載のように障害手当金相当であることから、厚年令別表第1に定める3級14号に該当する。
- (5) そうすると、本件傷病は治っている(症状が固定している)と判断した上、障害厚生年金を受け取れる状態ではなくなったとしてその支給を停止した原処分は相当でないから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。